（法第二十二条第一項第三号の国土交通省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置）

第三十一条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二条第一項第三号の国土交通省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置は、次のとおりとする。

一　その雇用する船員の育児休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する船員に対する当該事例の提供

二　その雇用する船員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

第三十一条の三　（略）

附　則

この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○環境省令第八号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項の規定に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

環境大臣　山口　壮

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（中間貯蔵に係る福島県の区域） **第三条**　法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとおりとする。	（中間貯蔵に係る福島県の区域） **第三条**　法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとおりとする。
一　（略） 二　双葉郡双葉町の区域のうち、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線と一般国道六号線の東側端線との交会点を起点とし、順次同国道の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線、町道久保前・前沖線の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線、大字新山字蓬田及び大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋との境界線、大字中野字江又と大字郡山字長橋及び字柳町との境界線、大字中野字原田と大字郡山字谷地、字四斗蒔、字島ノ坪及び字大倉田との境界線、大字中野字谷地前と大字郡山字大倉田、字栗崎及び字北磯坂との境界線、大字中野字羽山前と大字郡山字北磯坂との境界線、海岸線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域（次に掲げる区域を除く。） イ～ヌ　（略） ル　大字郡山字沼ノ沢七番地六 備考　この表に掲げる区域は、令和四年三月二十五日における行政区画その他の区域又は道路、河川その他のものによって表示されたものとする。	一　（略） 二　双葉郡双葉町の区域のうち、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線と一般国道六号線の東側端線との交会点を起点とし、順次同国道の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線、町道久保前・前沖線の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線、大字新山字蓬田及び大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋との境界線、大字中野字江又と大字郡山字長橋及び字柳町との境界線、大字中野字原田と大字郡山字谷地、字四斗蒔、字島ノ坪及び字大倉田との境界線、大字中野字谷地前と大字郡山字大倉田、字栗崎及び字北磯坂との境界線、大字中野字羽山前と大字郡山字北磯坂との境界線、海岸線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域（次に掲げる区域を除く。） イ～ヌ　（略） （新設） 備考　この表に掲げる区域は、平成二十六年十二月二十四日における行政区画その他の区域又は道路、河川その他のものによって表示されたものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。